

公益財団法人日本ソフトテニス連盟

加 盟 団 体 規 程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「本連盟」という。）定款（以下「定款」という。）第5条の加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体)

第2条 定款第5条による加盟団体は、次のとおりとする。

- (1) 定款第5条第1項第1号に定める団体（以下「都道府県連盟」という。）を別表1に定める。
- (2) 定款第5条第1項第2号に定める団体（以下「中体連、高体連、学連」という。）を別表2に定める。

(地域区分)

第3条 都道府県連盟の地域区分は、次のとおりとする。

地域区分	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
東海	静岡、愛知、三重、岐阜
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(地域連盟)

第4条 都道府県連盟は、前条の地域区分を単位とする連盟（以下「地域連盟」という。）を結成することができる。地域連盟を結成する場合には、規約及び役員名簿を本連盟会長に届出なければならない。

第2章 組 織

(都道府県連盟の組織)

第5条 都道府県連盟は、都道府県内におけるソフトテニスを統轄する競技団体として適当なる組織

を有しなければならない。

2 前項の組織名及びその役職名には、当該の都道府県名を冠しなければならない。

(中体連、高体連、学連の組織)

第6条 中体連、高体連、学連は、それぞれ全国における中学生、高校生、大学生のソフトテニスを経営する競技団体として適当なる組織を有しなければならない。

(加盟団体会長会議その他)

第7条 本連盟会長は、必要と認めた場合、加盟団体会長会議を招集する。

2 本連盟会長は、必要と認めた場合には、事務連絡の会議を招集する。

第3章 権 利

(評議員及び理事候補者の推薦)

第8条 加盟団体は、評議員会に対し、各団体1名の評議員候補者を推薦することができる。

2 地域連盟は、評議員会に対し、理事候補者を推薦することができる。ただし、本項に限り、北海道地域と東北地域とをあわせて1地域とみなす。

第4章 義 務

(報告及び届出義務)

第9条 加盟団体は、毎年事業年度開始1ヵ月前から開始1ヵ月後までの間に、当該年度の事業計画書及び収支予算書を、次の書類を添えて本連盟に報告しなければならない。

(1) 役員名簿

(2) 執行機関、議決機関の議事録

第10条 加盟団体は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、当該年度の事業報告書を、次の書類を添えて本連盟に報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 執行機関、議決機関の議事録

(3) 当該団体の監事の監査報告書

(4) その他本連盟が必要と判断した資料

第11条 加盟団体は、当該団体の役員、規程、規約及びその他既に本連盟に提出してある書類に変更があった場合には、直ちに書面をもって本連盟に届出なければならない。

(分担金)

第12条 加盟団体は、定款第7条に規定する加盟団体分担金を、毎年7月末日までに納入しなけれ

ばならない。

2 前項の分担金の金額は、15 万円とする。

第 5 章 加盟及び脱退

(加盟)

第 13 条 定款第 6 条により、新たに本連盟の加盟団体になろうとする団体の代表者は、次の書類を本連盟会長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書（事務所所在地及び連絡先を明記すること）
- (2) 規約
- (3) 所属団体及び支部組織一覧表
- (4) 役員表
- (5) 前年度事業概況書、当該年度事業予定表及び当該年度予算書
- (6) その他本連盟が必要と判断した資料

2 定款第 6 条により、理事会及び評議員会は、理事会が別に定める加盟申請審査要項に基づき、前項の提出資料を審査する。

3 加盟の承認を得た団体は、直ちに定款第 7 条に規定する分担金を納付しなければならない。

(脱退)

第 14 条 定款第 8 条により、加盟団体が脱退しようとする場合には、理事会及び評議員会の同意を受けなければならない。

第 6 章 指導及び助言

(加盟団体に対する指導及び助言等)

第 15 条 本連盟は、必要があると認める場合に、加盟団体に対し、以下の指導及び助言又は支援を行うものとする。

- (1) 組織運営及び業務執行についての指導及び助言
- (2) 情報提供及び研修会の実施等による支援

(調査)

第 16 条 本連盟は、加盟団体の適正な組織運営を確保するために必要があると認める場合は、加盟団体に対し、その組織運営及び事業活動の状況に関し説明を求め、又は加盟団体の事務所を訪問し、その組織運営及び事業活動の状況を調査し、帳簿、書類その他の資料を閲覧、謄写し、若しくは関係者に質問することができる。

第7章 処 分

(処分)

第17条 本連盟は、加盟団体が第9条から第12条に定める義務を怠る等組織の管理運営に適正を欠いた時、第15条及び第16条に定める指導、助言及び調査等に正当な理由なく協力しなかった時、又は本連盟の加盟団体として不適当と認められる時は、定款第9条による除名のほか、次の処分を行うことができる。

(1) 厳重注意

(2) 補助金その他の経済的給付の支給停止又は減額

(3) 大会出場資格並びに表彰又は役員推薦その他ソフトテニス活動にかかる加盟団体としての権利の制限又は停止

2 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会が別に定める。

(分担金等の精算)

第18条 加盟団体が、定款第9条による除名、又は定款第8条による脱退に至った場合、既に納付した分担金その他加盟団体が負担しなければならない金銭（以下「分担金等」という。）は、理由の如何を問わず返還しない。

また、除名又は脱退前に支払の義務が生じた分担金等は直ちに納付しなければならない。

第8章 その他

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、本連盟が公益財団法人としての設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条第 1 号関係）

都道府県	代表するソフトテニス競技団体	都道府県	代表するソフトテニス競技団体
北海道	北海道ソフトテニス連盟	滋賀県	滋賀県ソフトテニス連盟
青森県	青森県ソフトテニス連盟	京都府	京都府ソフトテニス連盟
岩手県	岩手県ソフトテニス連盟	大阪府	大阪府ソフトテニス連盟
宮城県	宮城県ソフトテニス連盟	兵庫県	兵庫県ソフトテニス連盟
秋田県	秋田県ソフトテニス連盟	奈良県	奈良県ソフトテニス連盟
山形県	山形県ソフトテニス連盟	和歌山県	和歌山県ソフトテニス連盟
福島県	福島県ソフトテニス連盟	鳥取県	鳥取県ソフトテニス連盟
茨城県	茨城県ソフトテニス連盟	島根県	島根県ソフトテニス連盟
栃木県	栃木県ソフトテニス連盟	岡山県	岡山県ソフトテニス連盟
群馬県	群馬県ソフトテニス連盟	広島県	広島県ソフトテニス連盟
埼玉県	埼玉県ソフトテニス連盟	山口県	山口県ソフトテニス連盟
千葉県	千葉県ソフトテニス連盟	徳島県	徳島県ソフトテニス連盟
東京都	東京都ソフトテニス連盟	香川県	香川県ソフトテニス連盟
神奈川県	神奈川県ソフトテニス連盟	愛媛県	愛媛県ソフトテニス連盟
新潟県	新潟県ソフトテニス連盟	高知県	高知県ソフトテニス連盟
富山県	富山県ソフトテニス連盟	福岡県	福岡県ソフトテニス連盟
石川県	石川県ソフトテニス連盟	佐賀県	佐賀県ソフトテニス連盟
福井県	福井県ソフトテニス連盟	長崎県	長崎県ソフトテニス連盟
山梨県	山梨県ソフトテニス連盟	熊本県	熊本県ソフトテニス連盟
長野県	長野県ソフトテニス連盟	大分県	大分県ソフトテニス連盟
岐阜県	岐阜県ソフトテニス連盟	宮崎県	宮崎県ソフトテニス連盟
静岡県	静岡県ソフトテニス連盟	鹿児島県	鹿児島県ソフトテニス連盟
愛知県	愛知県ソフトテニス連盟	沖縄県	沖縄県ソフトテニス連盟
三重県	三重県ソフトテニス連盟		

別表 2（第 2 条第 2 号関係）

対 象	全国的に組織されたソフトテニスを統括する競技団体
中学生	日本中学校体育連盟ソフトテニス競技部
高校生	全国高等学校体育連盟ソフトテニス専門部
大学生	一般社団法人日本学生ソフトテニス連盟